

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第19回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年11月19日(月曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 45 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤 議長		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者	- 名
		議員	- 名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

前回検討項目の結果確認

3 検討項目の協議について

[C - 2、定数・報酬]

< 藤本委員長 >

議会基本条例の規定及び前回委員会での意見を踏まえて、議会のあり方、役割について意見はあるか。

眞継委員の意見は。

< 眞継委員 >

何について議論するのか。委員長の説明ではパブリックコメント等に触れられたが。何についての意見を述べるのか。

< 藤本委員長 >

本特別委員会で3回にわたり議論した議会の役割、議会のあり方、議員の仕事というものに一定の結論を出し、基本条例の再確認になるかもしれないが、その上でそれを実行するに必要な議員定数、特別委員会の設置数まで議論が及ぶことを望む。まず議会の役割、議会のあり方、議員の仕事について総括的な意見を求める。

前回委員会で、基本条例第2条の改正に係る意見があった。改正を要する内容はなにか。

< 酒井委員 >

具体的に文言を改正するのではなく、委員間でどの程度認識を共通できているのかを確認して議論を進めていきたい。

< 馬場委員 >

本委員会が現在まで検討し結論してきた内容を確認し委員間での共通認識とすべき。他市議会からの行政視察に対し本議会の取り組みとして議長が説明しているものである。本委員会のあり方そのものも他の特別委員会と同様に見直す時期と考える。

定数・報酬については別の議論を行うべき。

< 藤本委員長 >

行政視察において本市の取り組みとして説明する内容について、議長の発言を求める。

< 木曾議長 >

平成10年からの取り組み経過を説明している。ポイントは基本条例制定後の取り組みと議会の変革である。現在までの本市の取り組みを自分なりに解釈して説明している。

< 藤本委員長 >

本市では他市に先駆けて文書質問が可能となった。モニターの導入、パソコンの導入も可能となった。多くの点で議会改革が進んでいることの共通認識でどうか。

< 酒井委員 >

前回に様々意見が出て資料にまとめられている。出てきた意見のうち委員間で共通認識できるものの整理を。また、今後も抽象的な議論を続けるのか、具体的な仕組みの議論を進めるのか、どのような方向で議論を進めるのか。

< 藤本委員長 >

議案の理解を深めるため常任委員会の審査時間の拡大等の意見がある。本特別委員会は、常任委員会に対して議案審査について、さらに議論を深めることや審査時間を拡大することを提案する役割は持っていないのではないのか。各委員会の運営の問題ではないのか。

< 酒井委員 >

前回委員会では各委員会の運営や個人の努力の問題との意見があった。しかし、議会全体として会議のメンバーが代わっても、同じような仕組みで効果が期待できるシステムを整備しなくてはいけない。本委員会でこれ以上抽象的な議論を続けても意味がない。本委員会での結論として、各委員会の運営や個人の努力の問題となるならば前回委員会での意見をまとめた資料は、確認のみにとどめ次の議論に移るべき。

< 中村委員 >

整理が必要と考える。定数・報酬の議論は本委員会では結論できない。リセットし新たな委員会を設置し特化して議論を。また、本委員会として結論する期限を設定して議論すべき。また、本委員会の2年間の取り組みを整理して再確認が必要。

< 藤本委員長 >

本委員会の2年間の取り組みは次回委員会で事務局が資料を作成して提出する。パソコンとか外部に対しての放映や別日開催、一問一答等、議会基本条例を制定する以前に決定しているものもある。2年間で追加したものもある。追加したものは明確にして次の委員会で提出する。

定数・報酬について別の委員会を組織して検討するとする意見は前回もあった。本委員会で一定の結論をすること、そして議論の順序として議会のあり方、役割を明確にすることを委員会として決定している。その決定に対して意見あれば発言を。本委員会自体のあり方については別の議題である。

< 田中副委員長 >

別の委員会の設置については、本委員会での議論の過程において決定されること。委員長が結論を設定するのではなく、委員会としての議論によって決定すべき。

< 吉田委員 >

議会のあり方は議論すべき点が残っている。予算決算審議のあり方等である。とは考えるが、本委員会では意見がまとまらないものは現状維持と整理してきた。委員会としては、そのように結論し、その上で別の委員会を設けて議論することを提案されたいと考える。

定数・報酬の本委員会の結論としては意見がまとまらず現状維持ということではないのか。

<馬場委員>

吉田議員の意見に同意する。

また、本委員会の進化の方向として3点ある。1、非常事態での議会の対応、防災体制。2、政策立案能力の向上の研究。3、継続して市民に開かれた議会をどうつくるか。方向性を明確にし、テーマに沿って進めるべき。

<藤本委員長>

質問する。

議会基本条例で、議会の目的、議会の役割、議員活動のあり方、活動原則、議員報酬について規定している。このままでいいか。

付け加える部分、変更する部分はあるか。

<酒井委員>

このままでいいとは思っていないが、抽象的な議論に終始してしまい、委員間で議論できないのならば、条例の文言はこのままで次へ進めばいい。

<藤本委員長>

改正する必要はないのか。

<酒井委員>

前回委員会で第2条に係る意見を述べたが議論にならなかった。改正すべきと考えるが、具体的な話をしたいのでとりあえずこのままで。新たな意見があれば聞きたいが。具体的な議論をしたい。委員会の運営等の仕組みの議論はどうか。抽象的な議論は難しい。

<藤本委員長>

前回委員会で憲法規定として地方議会は議事機関として定義されているとの指摘であった。基本条例では意思決定機関として定義している。訂正を求める意見であった。訂正する部分を明確にすれば、議決によって条例改正は可能。

基本条例で議会の役割が明確になっているとするならば議論は必要ないとなる。

<酒井委員>

議事が充実すべきと考える。憲法規定のように議事があってこそその意思決定である。言葉の問題でなく、実質的に議事の充実を狙って意見した。条例の文言改正ではなく、実質的な部分を議論したい。

<藤本委員長>

条例の文言は改正しないのか。

<酒井委員>

他の委員の意見はどうか。

<西口委員>

基本条例の制定にあたり、長期間を費やし、多くの回数を重ね、全会一致で制定することから始まった。様々な議論の中で精査し制定したもの。本市独自の条例である。見直し規定も整備している。実際に改正も行っている。条例改正にはそれなりの理由が必要で、問題とされれば議論して改正してきている。条例は時間をかけて作ったのでこれからも尊重を。第2条の規定に関し課題があるなら具体

的な提言を。現時点では改正理由がないように思うが。

< 酒井委員 >

条例の文言を改正することが目的ではない。

議会のあるべき姿を基本条例に沿って議論することになったので、議事機関としての役割を重視して意見を述べた。こだわっていない。抽象的な議論はもういい。条例はこのままで。

< 馬場委員 >

放射能と放射線の違いである。意思決定機関より議事機関とするほうがふさわしいとした理由は、改正が必要な理由を明確に説明されれば委員会として検討できる。

< 酒井委員 >

条例の文言にはこだわっていないが、もう一度説明する。

憲法では議事機関と規定されている、意思決定機関であるとする定めはない。議事ができるから意思決定を行うもの。議事ができる議会であるかが疑問であると前回委員会で意見した。現状を顧みて基本条例における意思決定機関との規定がふさわしいか議論したかった。議事機関としての役割が果たしているのか、議事機関としての役割を果たすための方法の議論が必要であると思うが、実現の手段として個人の努力や各委員会の運営の仕方による結論だったので、第2条の議論は意味を失った。

< 藤本委員長 >

基本条例の文言は現在のとおり。

議会のあり方、役割等は基本条例に規定されているとおりである。

定数・報酬を検討する別の特別委員会を設置することについて意見は。

< 吉田委員 >

本委員会で別の委員会を設置することまで決定する必要はない。

定数・報酬を議論する前提である議会のあるべき姿等が委員間で完全に一致していない。なので、委員会の結論としては意見がまとまらず現状維持となるのではないか。財政面等から定数・報酬を検討しようとするならば、本委員会の中でではなく別に委員会を設置する提案をすべき。

< 堤委員 >

そもそも改革、緑風、公明の3会派から本委員会での検討項目として提案されたものである。定数は減員してきた経過がある。市民から減員を求める意見がある。減員を選挙の主張にした議員もある。さまざまな状況を見ると本委員会で結論できる問題ではない。

定数・報酬の検討については議長に返し、全員協議会や別の委員会を設置しての検討が考えられる。本委員会で結論するのは難しい。

< 藤本委員長 >

議会のあり方は基本条例の規定で明確である。半年間、本委員会で議会のあり方を議論してきたが、検討する必要がないなら本委員会での検討を終えるが。

< 中村委員 >

本委員会で様々議論してきたが委員会として結論はでていない。堤委員意見の方向で進めることを望む。

< 藤本委員長 >

本特別委員会での議員間討論はしなくていいということか。

< 中村委員 >

本日までの議論の経過を踏まえ、本委員会では結論できないと考える。

< 藤本委員長 >

具体的な数字は別として、議会にふさわしい定数等の検討を進めてきた。必要ないなら本委員会での議論は取りやめるが。

< 吉田委員 >

議会のあるべき姿が本委員会で一致しないので、ふさわしい定数等も結論できない。個別の課題は別に議論することも可能だが、定数等の結論を導くのは難しい。

< 中村委員 >

本委員会で結論することは難しい。検討して結論できるならいいが。定数について市民からの意見があり対応する必要がある。

< 藤本委員長 >

3会派から定数・報酬が検討項目として提案された。具体的な数を検討するまえに議会のあるべき姿を共通認識することとなった。議会のあり方は基本条例で明確に規定されていることで結論した。定数・報酬の議論がこれ以上必要ないならばこれまでの本委員会での議論はなんだったのか。

< 吉田委員 >

議会のあり方の方向性は基本条例に定めているとおりである。しかし、常任委員会や会期等の具体の課題は別に検討することになる。基本的な方向性は基本条例に定めてあるとおりであることは確認できた。

< 堤委員 >

本委員会では定数は結論できない。別の委員会を設置して議論することでもいいのではないか。

< 馬場委員 >

基本条例第20条の規定に反し、行財政改革の視点のみから定数減を主張する意見がある。報酬も同様の課題があり本委員会で結論するのは難しい。その旨委員長報告すべし。

< 藤本委員長 >

3会派から検討項目の提案があった。中村委員から2割減の22名とする意見があった。公明からは1常任委員会8名を基本とした24名の意見があった。西口委員から24名の意見があった。議員間討論して理由を明確にする過程において議会のあり方から議論を進めてきた。具体的な数の議論を行わないならばそれでもいいが。意見は。

< 西口委員 >

議論すべきでないとは言っていない。本委員会も2年の節目の時期である。本委員会での成果を発表することが大事。検討項目を検討期間毎に分類して議論を進めてきた。定数・報酬は任期内で検討することとした。

会派から提案した検討項目である。議論を打ち切るつもりはない。4年間で検討して結論すべきという考えは根底にある。議論の場所は別にして、検討を要する課題であることは明確にすべき。本委員会で結論できるものではない。

< 藤本委員長 >

次の選挙までに結論することで進めてきた。議論を深めないならば、別の場で議論するのか意見をいただき、地方自治法の改正に伴う通年化等の制度の見直しは進んできておりそれらは別の改正の変革で検討すればいいこと。

定数・報酬については一旦議論を打ち切ることでよろしいか。

< 委員から異議を申し出る発言なし >

< 藤本委員長 >

8月15日付けの全国市議会議長会発行の全国市議会旬報に議員定数等の全国
の状況が掲載されている。資料を配付するので、11月28日の議員団研修で議
長会所属の講師に直接質問することもできるであろう。

定数・報酬はここでは議論しないということで、1月にやるならばおっしゃって
いただいたらもう一遍やりますけども、もう議論しなくていいのならばいいで。

< 眞継委員 >

本委員会ではこれ以上定数・報酬の議論をしないということが先ほど確認された
と理解した。にも関わらず、委員長が定数・報酬の検討に関する資料を配付する
意味は。

< 藤本委員長 >

議員団研修の資料として参考に配付する。必要ないならばそれでいい。

< 眞継委員 >

本委員会で議論を続けていく意図から参考資料として配付されると考えるが、先
ほど本委員会で定数・報酬の議論を行わないとした確認と矛盾しないか。

< 藤本委員長 >

今日はしないと言っている。

< 吉田委員 >

定数・報酬は別途、別の機会に議論したい旨を申し出て別の委員会の設置等も可
能であろう。

議員団研修は全議員が対象なので、別に定数・報酬の議論を行う場の設定の検討
を求める考えを持つ議員もいるであろう。本委員会とは分けて考えるべき。委員
長はたまたま本委員会で定数・報酬を議論した経過があることから参考として紹
介された。

< 藤本委員長 >

会派からの提案により本委員会で定数・報酬を議論している。本委員会での議論
が必要なく、別の委員会で議論するとする意見ならばそのように提案されればよ
い。

< 眞継委員 >

10月16日開催の前回委員会で、委員長は本日参考として配付するとされた8
月15日付け全国市議会旬報を本委員会での議論の参考とするために確認して
おくことを提案された。本委員会で定数・報酬を議論していく前提での提案だっ
たと考える。

議会のあり方に立ち返り議論してきた。議会基本条例の文言自体はそのとおりだ
が、その理念を実現するための具体的な取り組みは議論を続けることも可能であ
ろう。

この先検討しないのではなく、検討した結果一致を見ないということであろう。
そのように結論されるのはかまわないが、参考資料の取り扱いと議員団研修で質
問を促す委員長の発言と、議論を終えとした本委員会での確認はどのような意
味か。

< 堤委員 >

定数・報酬の議論は本委員会で決定しても実現するとは限らない。困難なテーマ
であるので議長に差し戻し整理すべき。本委員会では議論を打ち切るべきと提案
した。

< 藤本委員長 >

定数・報酬は本委員会で多数決により結論しても実現するものではない。幹事会にかけ、パブコメを行い、議員全体に関わるので全体会にもかけ、結論し、最終的には条例変更の議決が必要なものである。特別委員会で議論したが何ら結論を得ないという状況もいかなものかと感じたので、次の議員団研修で勉強し、さらに1月に本委員会で再び議論することでもいいし、議論しないなら、多くの委員が言うように別の特別委員会を設置して議論することでもいい。

< 眞継委員 >

定数・報酬について今後、本委員会で議論されないことを先ほど確認されたと理解した。たまたま議員団研修があるので、研修を受け、会派内で議論をするにしても本特別委員会での議論が終息してはもったいないのではないかと。

< 藤本委員長 >

今日はこれ以上議論しない。議員団研修ではそれぞれに勉強していただく。本特別委員会での議論を打ち切り別の特別委員会を設置して議論することの意見がでていいる。そのようにするのか、議員団研修を受け1月に再度本委員会で議論するのかの結論は出ていない。

どちらにするか意見は。

< 西口委員 >

委員長は議員団研修を重要に考えておられると感じた。研修を受け議論を継続すべきと考える。

< 酒井委員 >

次の議員団研修のテーマは定数・報酬ではない。定数・報酬の検討を議会改革の課題として取り上げることがふさわしいか講師に質問してはどうか。

< 藤本委員長 >

本委員会の委員長として質問すべきか。

< 西口委員 >

本特別委員長として質問するのではなく、質問すべきと考える議員が個人で質問すべき内容と考える。

< 馬場委員 >

講師の言に左右される問題ではない。各自が自由に質問すべき。

< 藤本委員長 >

本特別委員長として代表して質問しない。各委員が自由に質問されたい。

4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

次回委員会は1月中に開催する。追って調整して連絡する。

< 全員了承 >

5 その他

< 西口委員 >

事務局において、本日提出された資料のうち「前回委員会（H24.10.16）での主な意見」の内容を要約し、分類整理されたい。

< 藤本委員長 >

対応した資料を作成することは可能か。事務局の考えは。

<事務局>

分類整理は事務局において行ってよろしいか。

<藤本委員長>

事務局でテーマごとに整理すること。また、現在までに本委員会で結論した検討項目についての一覧資料も次回委員会で提出を求める。

散会 ~ 14 : 45